道営住宅へのエアコンの設置に係る手続き等について

北海道

◆ お住まいの道営住宅にエアコン等を設置しようとする場合は、事前に模様替え申請の手続きが必要となっており、道営住宅指定管理者（または振興局）に申請していただいております。
◆ 設置にあたっては、次の点について留意していただく必要がありますので、予めご承知おきください。
◆ また、設置及び退去時に原状回復に係る費用は、入居者負担となっております。
◆ なお、ご不明な点がありましたら、道営住宅指定管理者（または振興局）にお問い合わせください。

項　目	留 意 事 項
室外機の設置場所	● ベランダに床置きとしますが、緊急避難時の際に支障となる位置（間仕切り板や避難はしご付近など）には設置できません。 ※ ベランダのない住宅については、管理上の支障がない場所に設置すること。 ● 床面に設置する際は、土台を用いて固定することとし、外壁及び床に直接取り付けないでください。 ※ 外壁及び床面に穴を開けないこと。
室内機の設置場所	● 窓の上部などに設置してください。 ※ 下地がない場合は、下地を造作した上で設置すること。
室外機・室内機間の配管	● 既存の換気口などを利用してください。 ※ 壁に新たに穴を開けることはできません。 ● 換気口などが利用できない場合は、窓に設置する専用枠をご用意ください。　例 ）エアコン配管用窓パネル
電源設置工事	● 分電盤からの分岐により、ご対応願います。 ● 工事施工については、事故防止のため、専門業者に依頼してください。
退去時における対応	● 設置者において原状回復してください。
維持管理	● 室外機から出る水、騒音、振動など、他の入居者からの苦情については、設置者にてご対応願います。
その他	● 建物の構造上や設備などの理由により、指定管理者（または振興局）が設置できないと判断する場合があります。 ● 窓用エアコンや移動式エアコンなど、設置工事が不要なエアコンについては、模様替えの申請は必要ありません。